

大川村の活性化に向けた大川村・高知県連携会議設置要綱

(目的)

第1条 大川村プロジェクトの加速化及び大川村の議会維持を図るため、大川村と県が共同で、大川村の活性化に向けた大川村・高知県連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連携会議は、次の各号に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 大川村プロジェクトの加速化に向けた取組のフォローアップ
- (2) 大川村議会の維持に向けた検討
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(委員及び組織)

第3条 連携会議の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 大川村 副村長、総務課長、事業課長、むらづくり推進課参事兼課長
  - (2) 高知県 総務部長、地域産業振興監（嶺北地域担当）、市町村振興課長、計画推進課長、中山間地域対策課長、地域観光課長
- 2 前項に掲げる者のほか、連携会議の座長（以下「座長」という。）が連携会議に諮った上で、必要に応じて委員を追加することができる。

(座長)

第4条 座長は、大川村副村長及び高知県総務部長の共同座長とする。

- 2 座長は、会務を総理するとともに連携会議を代表する。
- 3 座長の一方に事故があるときは、その職務を他方の座長が代理する。

(会議)

第5条 連携会議は、大川村又は高知市において開催する。なお、第1回の連携会議は高知市において行うこととし、第2回以降については連携会議に諮って定める。

- 2 連携会議は、大川村で開催する場合は座長（大川村副村長）が、高知市で開催する場合は座長（高知県総務部長）が招集する。
- 3 連携会議の議長は、大川村で開催する場合は座長（大川村副村長）が、高知市で開催する場合は座長（高知県総務部長）がなるものとする。
- 4 連携会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 連携会議は公開とする。ただし、連携会議において特に必要と認める場合は、非公開とすることができる。
- 6 第3条に定める委員が連携会議を欠席する場合、連携会議に代理人を出席させることができる。

(事務局)

第6条 連携会議の事務局は、大川村むらづくり推進課及び高知県市町村振興課に置く。

- 2 連携会議の開催に関する事務は、大川村で開催する場合は大川村むらづくり推進課が、高知市で開催する場合は高知県市町村振興課が担うものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、座長が連携会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成30年6月15日から施行する。